

岩手県告示第500号

令和元年11月5日付け岩手県報第11936号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第391号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市江刺田原字根木町149の2、江刺米里字戸中183の4、184の10
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 相澤キヨ子、共栄建設株式会社、佐々木寛明

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所